

姉妹友好交流推進団体補助金交付要領

(趣旨)

第1条 知事は、姉妹友好提携先との民間交流及び相互理解を深めるため、民間国際交流団体が姉妹友好提携先と行う周年等の交流活動に要する経費に関し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。）及び雇用経済部関係補助金交付要綱（三重県告示第250号。以下「要綱」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

(交付申請)

第2条 この補助金の交付を申請する者は、交付申請書（第1号様式）に、事業実施計画書（第2号様式）及び事業収支計画書（第3号様式）を添付して申請しなければならない。

(交付申請の審査)

第3条 知事は、前条の規定による交付申請を受理した場合は、別紙「姉妹友好交流推進団体補助金審査基準」（以下「本件基準」という。）により審査を行う。

2 前項の審査は、国際戦略課長、雇用経済総務課長及びダイバーシティ社会推進課長が、それぞれ書面により行う。

(交付の対象及び補助率)

第4条 第1条に規定する経費及びこれに対する補助率（又は金額）は、要綱別表1に掲げる「補助額又は補助（交付）率」に基づき予算の範囲内において交付する。

2 前条の規定により、本件基準に適合すると認められる申請が複数ある場合は、適合する申請すべてに対して、予算の範囲内において必要な経費を交付する。

3 前項の場合において、本件基準に適合する交付申請の申請額の総額が、当該年度の予算額を越えるときには、申請額により予算額を按分した額を交付する。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、第2条の規定に基づく申請が、第3条の規定により本件基準に適合すると認められる場合は、補助金の交付決定を行い、その旨を補助対象者に通知しなければならない。

2 知事は、第2条の規定に基づく申請が、第3条の規定により本件基準に適合しないと認められる場合は、その旨を交付申請者に通知しなければならない。

(状況報告)

第6条 補助事業者は、補助事業及び収支の状況について知事から要求があったときは、速やかに事業状況報告書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、会計年度が終了したとき、又は補助事業の全てが完了したとき（補助金交付の廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに、事業実績報告書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助事業の内容又は額の変更)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容又は補助金額を変更しようとするときは、あらかじめ変更交付申請書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。ただし、補助対象経費の20%以内の変更については、この限りでない。

2 知事は、前項の規定により変更交付申請書の提出を受けた場合、その内容を審査の上、適当と認められるときは規則第4条に基づき補助金の変更交付決定を行う。

(補助事業の遅延)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業の全てを中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止(又は廃止)承認申請書(第7号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 知事は、第6条の実績報告書の提出があった場合には、必要な検査を行い、その報告に係る補助金の実施結果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付の内容、条件その他この要領に基づく処分に違反したときは、額の確定の有無に関わらず、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、すでに補助金が交付されているときはその返還を命ずるものとする。

3 補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から15日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る期間に応じて規則第18条に基づく延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払い)

第12条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。

なお、全額概算払を請求するときは、その理由を示した書面を併せて提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の精算払を受けようとするときは、精算払請求書(第9号様式)を、額の確定後、知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項に規定する補助金の概算払又は精算払の請求を受けたときは、遅滞なく補助金を補助事業者に支払うものとする。

(補助金の経理等)

第13条 補助事業者は、補助金に係る経費についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業年度が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(書類の提出)

第14条 規則又はこの要領に基づき提出する書類は、すべて雇用経済部国際戦略課に提出しなければならない。

附則

- 1 この要領は、公布の日から施行し、平成 18 年度の補助金から適用する。
- 2 国際業務関係補助金交付要綱は廃止する。
- 3 申請様式は、原則として A 4 版とする。

附則

- 1 この要領は、公布の日から施行し、平成 24 年度の補助金から適用する。

附則

- 1 この要領は、平成 29 年 6 月 19 日から施行し、平成 29 年度の補助金から適用する。

第1号様式(第2条関係)

平成 年度 姉妹友好交流推進団体補助金交付申請書

平成 年 月 日
第 号

三重県知事 へ

申請者住所
名称
代表者氏名(記名押印又は署名)

平成 年度における姉妹友好交流推進団体補助金について、姉妹友好交流推進団体補助金交付要領に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 事業実施期間 年 月 日 ~ 年 月 日

2 補助金申請額 円

3 添付書類

(1) 事業実施計画書

(2) 事業収支予算書

第2号様式（第2条関係）
姉妹友好交流推進団体補助金事業実施計画書

区 分	説 明
1 の開催	1 目的 2 概要 実施主体 実施時期 実施場所 対象者、対象人員、参加人員等 （または作成部数、個数等） 活動内容及び実施方法 その他

第3号様式(第2条関係)

姉妹友好交流推進団体補助金事業収支計画書

(収入)

(単位:円)

収入科目	予算額	前年度予算額	比較増減	備考
計				

(支出)

(単位:円)

区分	予算額	前年度予算額	比較増減	備考
計				

(補助金充当内訳)

(単位:円)

区分	費目	金額	補助金充当額
合計			

第4号様式（第6条関係）

文 書 番 号
平成 年 月 日

三重県知事 あて

申請者住所
名称
代表者氏名（記名押印又は署名）

平成 年度姉妹友好交流推進団体補助金事業状況報告について

平成 年 月 日付け三重県指令 第 号で交付決定のあった姉妹友好交流
推進団体補助金事業について、下記の書類により実績を報告します。

記

提出書類

事業状況報告
様式は、交付申請書に準じて作成

第5号様式（第7条関係）

文 書 番 号
平成 年 月 日

三重県知事 あて

申請者住所
名称
代表者氏名（記名押印又は署名）

平成 年度姉妹友好交流推進団体補助金事業実績報告について

平成 年 月 日付け三重県指令 第 号で交付決定のあった姉妹友好交流
推進団体補助金事業について、下記の書類により実績を報告します。

記

提出書類
事業実績報告
収支精算書

様式は、交付申請書に準じて作成する。

収支精算書は収支予算書の「前年度予算額」の欄を「決算額」に置き換える。

第6号様式（第8条関係）

文 書 番 号
平成 年 月 日

三重県知事 あて

申請者住所
名称
代表者氏名（記名押印又は署名）

平成 年度姉妹友好交流推進団体補助金事業の変更について

このことについて、平成 年 月 日付け三重県指令第 号により交付決定通知のあった姉妹友好交流推進団体補助金事業を変更したいので、姉妹友好交流推進団体補助金交付要領第8条の規定により申請します。

記

1 事業名

2 理由

3 変更後の事業費等

既申請事業費額	円
既交付補助金決定額	円
変更申請事業費額	円
変更補助金申請額	円

4 添付書類

事業計画書（様式は、交付申請書に準じて作成する）
事業収支計画書（別紙1）

(第6号様式 別紙1)

事業収支計画書

(収入の部)

(単位:円)

収入科目	当初予算額	変更後予算額	比較増減	備考
計				

(支出の部)

(単位:円)

支出科目	当初予算額	変更後予算額	比較増減	備考
計				

変更交付申請にかかる補助金充当額内訳書 (単位:円)

区分、費目 (変更のあったもの)	補助対象事業額		補助金充当額		備考
	変更前	変更後	変更前	変更後	
合計					

第7号様式(第10条関係)

文 書 番 号
平成 年 月 日

三重県知事 へ

申請者住所
名称
代表者氏名(記名押印又は署名)

平成 年度姉妹友好交流推進団体補助金事業の中止(廃止)について

このことについて、下記の理由により補助事業を中止(廃止)したいので申請します。

記

1 事業名

2 理由

第8号様式(第12条関係)

平成 年 月 日

三重県知事 へ

所在地
団体名
代表者名 印

平成 年度姉妹友好交流推進団体補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け三重県指令 第 号で交付決定通知のあ
った上記補助金について、姉妹友好交流推進団体補助金交付要領第12条の規定により
金 円を下記のとおり請求します。

記

- | | |
|------------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 概算払受領額 | 円 |
| 第1回(. .) | 円 |
| 3 今回請求額 | 円 |
| 4 残額 | 円 |

払込先金融機関名
預貯金の種別・預金番号
口座名義人

第9号様式(第12条関係)

平成 年 月 日

三重県知事 へ

所在地
団体名
代表者名 印

平成 年度姉妹友好交流推進団体補助金精算払請求書

平成 年 月 日付け三重県指令 第 号で交付決定通知のあった
上記補助金について、姉妹友好交流推進団体補助金交付要領第12条の規定により下記のと
おり請求します。

記

- | | |
|------------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 概算払受領額 | 円 |
| 第1回(. .) | 円 |
| 3 精算払請求額 | 円 |
| 4 残額 | 円 |

払込先金融機関名
預貯金の種別・預金番号
口座名義人

別紙「姉妹友好交流推進団体補助金審査基準」

1 評価項目

項目	説明
(1) 申請された交流活動は、姉妹友好提携先との相互理解を深めるためのものと認められる。	申請された活動が、単なる旅行や遊興ではなく、提携先市民等との交流が含まれているか。
(2) 申請された交流活動の対象が、特定個人間の交流に限られていない。(特定個人に限られている場合は、個人間の交流活動の効果が、特定個人以外にも及ぶと認められる。)	交流活動を行う個人が常に固定されていないか。固定されている場合も、個人間の交流が、それ以外にも効果を及ぼすと認められるか。
(3) 申請されている経費は、交流活動に必要なものと認められる。(必要以上に高価な内容となっていないと認められる。)	全員の航空券がビジネスクラスである、飲食費が多すぎるなど、必要以上に高価と思われる項目がないか。

2 評価基準

「 」: 当該項目に当てはまる

「 × 」: 当該項目に当てはまらない

3 採択の可否

審査する者それぞれについて、評価項目のすべてが「 」のものについて、姉妹友好交流推進団体補助金の交付対象として適当と認める。

4 審査表の様式

(第3条関係) 姉妹友好交流推進団体補助金審査表

評価項目及び評価

項目	評価 (または×)
(1) 申請された交流活動は、姉妹友好提携先との相互理解を深めるためのものと認められる。	
(2) 申請された交流活動の対象が、特定個人間の交流に限られていない。(特定個人に限られている場合は、個人間の交流活動の効果が、特定個人以外にも及ぶと認められる。)	
(3) 申請されている経費は、交流活動に必要なものと認められる。(必要以上に高価な内容となっていないと認められる。)	

平成 年 月 日付で から提出された平成 年度
姉妹友好交流推進団体補助金交付申請書の内容について、上記のとおり審査し
ました。

平成 年 月 日

審査者 _____ 印